

地域計画

策定年月日	令和7年3月24日
更新年月日	()
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	揖斐川町 214019
地域名 (地域内農業集落名)	春日地区 (六合、香六、小宮神、川合、中山、美束)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	274.2 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	32.3 ha
② 田の面積	72.5 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	201.7 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	2 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	16 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	16 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・春日地区では茶を主に生産しており、認定農業者・新規就農者が農業を担っている。
 ・担い手の高齢化が進んでおり、地区でも離農する方が増えているが後継者が不在のため圃場の維持が困難になりつつある。そのため担い手や新規就農者の確保・育成が課題である。
 ・茶は有機農業で生産しており、有機農業については県や町でも支援をしている。
 ・また山間部では有害鳥獣による農作物の被害があり、安定した栽培ができない課題がある。
 ・春日地区にある貝原棚田が指定棚田地域になっており、中山間直接地域支払制度の集落協定で維持管理をしている。また耕作放棄の防止・削減で企業等からのボランティアの力を借り、作付面積を維持している。
 ・令和6年度にはいび薬草の里プロジェクト推進協議会が設立し、生産者や町、その他関係機関と連携して特産品である薬草の魅力発信を進めている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

春日地区では化学肥料や農薬を用いない有機栽培で茶を生産しており、地区のブランド茶としている。
 今後は特産品の1つである薬草についても力を入れ、安定した生産量や栽培形態を築いていく。
 地域の農業を維持していくため、農業の担い手を地域内外問わず、意欲がある方を確保していく。
 また農業上の利用を図る農地を中心に集積・集約を検討し、農業者の負担を軽減するよう努める。
 有害鳥獣による被害の対策は補助金等を利用し、侵入防止柵の設置及び管理を地域で実施する。
 春日地区の特産品である薬草の魅力発信を生産者や町、その他関係機関と連携して実施し、継続的な農業生産体系の構築や観光客の誘致、地域の活性化につなげていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
高齢化等に伴い農業をリタイアし、農地の所有者が農地を中間管理機構に転貸した場合は、基本的には地域計画(目標地図)に基づいて農地を貸し出すこととする。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	12	%	将来の目標とする集積率 60 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
集約化は立地上困難であるが可能な限り集約をおこなう。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構、農地法3条申請を活用し認定農業者及び規模拡大意向の農業者に集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
必要に応じて農地中間管理機構を通じた利用権設定等を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組
基盤整備が必要な区域については、地域の中で検討を重ねる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外から、多様な経営体を募り、地元の意向を踏まえつつ町及び関係機関で連携し、経営体の確保・育成まで支援をする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
必要に応じて農業協同組合等の農業サービス事業者等への農作業委託を依頼し、活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①小動物やシカ・サル等の被害が多いため、補助金等を利用し、侵入防止柵の設置・捕獲罠の設置及び管理を地域で実施する。
- ②有機農業で茶の生産をしているため、補助事業等必要に応じて町および関係機関で支援をする。
- ③農作業の省力化を目標としたスマート農業の導入など、農作業の効率化による収益向上を推進する。
- ⑤必要に応じて農業者に対して支援をする。
- ⑦日本型直接支払制度を活用し、農地保全や施設の管理維持等に取り組む。
- ⑧農業の持続や規模拡大を目指すための農業用施設の整備を支援し、担い手の維持確保を図る。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和12年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
利用者	A	茶	2 ha	ha	茶	4 ha	ha	A	
認農	B	茶	1 ha	ha	茶	2 ha	ha	B	
利用者	C	茶	1 ha	ha	茶	2 ha	ha	C	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	3経営体		4 ha	0 ha		8 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

春日地区（六合） 目標地図①



春日地区（六合） 目標地図②

